

蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 この要綱においてロゴマークは別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、町に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に記入のうえ、町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町が使用する場合。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合。
- (3) その他町長が適当と認める場合。

(使用の承認等)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合には、次の各号のいずれかに承認要件に該当するかを審査し、その可否を蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知し、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 公共団体等が実施する事業にあつて、原則、町が共催、後援等をしている事業。
- (2) 公益性が認められる事業。
- (3) 前各号のほか町長が適当と認める事業。

2 町長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとし、蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 町の信用及び品位を損なう、又は反するおそれがある場合。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合。
- (3) 特定の政治、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え若しくは与えるおそれがある場合。
- (4) 特定の個人、団体等を講演しているような誤解を与え、又はそのおそれがある場合。
- (5) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがある場合。
- (6) ロゴマークを使用して意匠権、商標権等の知的財産権を取得するおそれがある場合。
- (7) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める場合。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条第1項の承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸、継承しないこと。
- (3) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかにその提出を行うこと。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (4) 意匠登録及び商標登録の出願を行わないこと。

(変更申請等)

第8条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、直ちに蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の承認申請を受けたときは、その内容を審査の上、変更承認の可否を決定し、蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第9条 町長は、使用者がこの要綱に違反し、又は違反のおそれがあると認められるとき、その他町長が適当でないと認めるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消すときは、蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により、当該使用者に通知するものとする。

3 町長は、承認を取り消された者に対し、ロゴマークの使用に係る物件の回収を求めることができる。

4 町長は、承認の取消に伴って生じた使用者の損害について、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わない。

(責任の制限)

第10条 ロゴマークの使用によって、利用者又は第三者に損害が生じたときは、町は、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに利用したロゴマークに係るこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 年 月 日

蔵王町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用承認申請書

蔵王町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

下記のとおり、蔵王町町制施行 7 0 周年記念ロゴマークを使用したいので、蔵王町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱第 4 条の規定により申請します。

使用目的	
使用方法	
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
使用内容	
必要書類	（１）申請者の概要等 （２）事業企画書（レイアウト、原稿等）※デザイン案を添付してください。 （３）その他参考資料
担当者 連絡先	担当者氏名： 電話番号等：

蔵まち第 号
令和 年 月 日

蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書

氏名（名称及び代表者名） 様

蔵王町長

令和 年 月 日付けで申請のあった蔵王町町制施行70周年記念ロゴマークの使用承認については、下記のとおり決定したので蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用取扱要綱第5条の規定により通知します。

記

☐ 承認決定

1 承認番号 第 号

2 使用期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 使用条件 （1）蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用取扱要綱の規定を遵守すること
（2）蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請書に記載された内容のとおり使用すること。

☐ 不承認決定

（不承認の理由）

令和 年 月 日

蔵王町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書

蔵王町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

令和 年 月 日付け蔵まち第 号で承認を受けた内容（承認番号 第 号）を、下記のとおり変更したいので、蔵王町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱 第 8 条の規定により申請します。

記

変更の内容

変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		

※変更後の内容が分かる資料等を添付してください。

様式第4号（第8条関係）

蔵まち第 号
令和 年 月 日

蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用変更承認（不承認）決定通知書

氏名（名称及び代表者名） 様

蔵王町長

令和 年 月 日付けで申請のあった蔵王町町制施行70周年記念ロゴマークの使用変更の承認については、下記のとおり決定したので、蔵王町町制施行70周年記念ロゴマーク使用取扱要綱第8条の規定により通知します。

記

☐ 承認決定

☐ 不承認決定

（不承認の理由）

様式第 5 号（第 9 条関係）

蔵まち第 号
令和 年 月 日

蔵王町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

蔵王町長

令和 年 月 日付け 蔵まち第 号で承認した（承認番号：第 号）蔵王町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用については、下記の理由により承認を取り消すので、蔵王町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱の第 9 条の規定により通知します。

記

理由